

北海道大学入学料減免（徴収猶予）

申請のしおり

（令和５年４月入学者用）

目 次

入学料減免（徴収猶予）の制度について・・・・・・・・・・・・・ 1

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免・・・・・・・・・・・・・ 3

A－1：申請書類について

A－2：入学料減免認定申請書（様式A）の記入について

A－3：入学料減免申請における注意事項

A－4：入学料減免申請者の入学料納入期限について

A－5：申請書類提出期間・判定結果・問い合わせ等について

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）・・・・・・・・・・・・・ 5

B－1：申請提出書類について

B－2：入学料〔減免・徴収猶予〕申請書（様式B）の記入について

B－3：入学料減免（徴収猶予）申請における注意事項

B－4：東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震被災者の申請について

B－5：入学料減免（徴収猶予）申請者の入学料納入期限について

B－6：申請書類提出期間・判定結果・問い合わせ等について

B－7：関係書類等一覧表

入学料減免に関するQ & A・・・・・・・・・・・・・ 13

申請書類様式

・入学料減免認定申請書（様式A）

・入学料減免認定申請書（様式A）記入例

・北海道大学入学料〔減免・徴収猶予〕申請書（様式B）

・北海道大学入学料〔減免・徴収猶予〕申請書（様式B）記入例

・付属書類提出一覧表（様式B関係）

・様式1 年収見込証明書

・様式2 年金・恩給所得内訳書

・様式3 児童手当・児童扶養手当受給証明書

・様式4－1 長期療養に係る医療費控除金額内訳書

- ・ 様式 4－2 長期療養に係る領収書等貼付用紙
- ・ 様式 5 無職・無収入申立書
- ・ 様式 6－1 家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額内訳書
- ・ 様式 6－2 家計支持者別居（単身赴任等）に係る領収書等貼付用紙
- ・ 様式 7 退職金支給証明書
- ・ 様式 8 生活状況申立書

入学料減免（徴収猶予）の制度について

北海道大学では、下記二つの制度により、入学料減免（徴収猶予）を実施します。
学生により、申し込みできる制度が異なりますので、ご注意ください。

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

（１）制度の概要

北海道大学は「高等教育の修学支援新制度」の対象機関（確認大学）のため、「高等教育の修学支援新制度」に基づく入学料減免を実施します。

減免の区分は、「全額減免」「 $2/3$ 減免」「 $1/3$ 減免」の三種類です。

「A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免」に徴収猶予制度はありません。

（２）申請資格

令和５年４月入学の学部日本人学生（学部２～６年の編入生を含む。留学生を除く。）のうち、下記のいずれかに該当する者としてします。

- ①日本学生支援機構から「採用候補者決定通知」または「給付奨学生証」を受け取っている者
 - ②令和５年４月に、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込む者
- ※既に他大学等で「高等教育の修学支援新制度」に基づく入学料減免を受けた者は、申請できません。

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）

（１）制度の概要

入学料減免：本学予算の範囲内で、家計困窮度の高い者から順に、「全額減免」「半額減免」とするものです。

入学料徴収猶予：入学料の納入を令和５年９月末（予定）まで猶予するものです。

（２）入学料減免の申請資格

学部日本人学生

申請できません。

学部留学生

下記のいずれかに該当する者としてします。

- ①入学前１年以内（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が、風水害等の災害を受けた場合
- ②上記①に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

大学院日本人学生・大学院留学生

下記のいずれかに該当する者としてします。

- ①経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ②入学前１年以内（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が、風水害等の災害を受けた場合
- ③上記②に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

(3) 入学料徴収猶予の申請資格

学部日本人学生

申請できません。

学部留学生

下記のいずれかに該当する者としてします。

- ①経済的理由によって入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ②入学前1年以内（令和4年4月1日～令和5年3月31日）において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が、風水害等の災害を受けた場合
- ③その他やむを得ない事情があると認められる場合

大学院日本人学生・大学院留学生

下記のいずれかに該当する者としてします。

- ①経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ②入学前1年以内（令和4年4月1日～令和5年3月31日）において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が、風水害等の災害を受けた場合
- ③その他やむを得ない事情があると認められる場合

※【東日本大震災】【熊本地震】【北海道胆振東部地震】については、地震発生後1年を経過していますが、特例として「入学前1年以内において、本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合」に該当しますので、被災者は申請可能です。なお、罹災（被災）証明書のコピーを提出する必要があります。

※学部生、大学院生ともに、入学時においては学業優秀と認められます。

※入学料相当分としての奨学金を受給する者は、入学料減免に申請することはできません。

※聴講生・科目等履修生・研究生等は、申請できません。

※入学料減免と入学料徴収猶予の両方に申請することはできません。ただし、入学料減免に申請し、判定結果が不許可または半額減免であった場合、告知日から起算して14日以内に、徴収猶予の申請をすることができます。

次のページからは、制度別の説明が記載されております。

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免については、3～4ページ、

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）については、5～12ページをご覧ください。

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

A－1：申請書類について

「A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免」の申請にあたっては、下記の書類を提出してください。サイズは全てA4で作成願います。

①入学料減免認定申請書（様式A）

②「採用候補者決定通知」または「給付奨学生証」のコピー

※②は、既に「採用候補者決定通知」または「給付奨学生証」を受け取っている者のみ提出してください。令和5年4月に、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込む予定の者は、②を提出する必要はありません。

A－2：入学料減免認定申請書（様式A）の記入について

申請書は、できるだけパソコンで入力してください。パソコンでの入力が困難な場合は手書きでも構いませんが、文字を消すことができる「消えるボールペン」や鉛筆、シャープペンシルは使わず、丁寧に記入してください。

また、記入例も参照の上、誤りや漏れがないように注意してください。

A－3：入学料減免申請における注意事項

- 高等教育の修学支援新制度は、「給付奨学金」「入学料減免」「授業料減免」の三つがセットになった制度ですが、申請手続きは三つそれぞれ必要です。「授業料減免」は令和5年3月に、「給付奨学金」は令和5年4月に、全ての手続きを行ってください。
- 入学料減免申請者は、入学料の納入が猶予されますので、判定結果の告知があるまでは入学料を納入しないでください。納入した入学料は、返還されません。
- 本しおり、申請書記入例等をよく読み、記入漏れ、誤記入及び不足書類がないように注意してください。書類不備は減免不許可になることがあります。
- 申請受付後でも、書類の不備や確認が必要な事項がある場合は、追加書類の提出を求めたり、事実確認をすることがあります。本学から連絡があった際は、速やかに対応してください。
- 申請書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、減免結果を取り消すことがあります。
- 入学料減免を申請した者が入学を辞退した場合、入学料の納入が必要です。

A－4：入学料減免申請者の入学料納入期限について

入学料減免申請者の入学料納入期限は、次のとおりです。なお、納入期限までに入学料を納入しない場合は、除籍となります。

○告知予定日 7月下旬

○納入期限等

- ・全額減免者 → 入学料の納入は不要
- ・全額減免以外の者 → 告知後14日以内に納入

※告知日から14日目（告知日を1日目とする）が土日祝日の場合は、直前の平日が納

入期限となります。

※全額減免以外の者は、告知後、新たに発行される専用の振込用紙を使用し、入学料を納入してください。

A－5：申請書類提出期間・判定結果・問い合わせ等について

○申請書類の提出期間・提出方法

課 程	提出期間	提出方法
学部日本人新1年生 (総合入試・学部別入試の いずれの入学者も含む)	入学手続き期間	入学手続き書類に同封
学部日本人編入生	入学する学部が指定した期間	入学する学部が指定した方法

○判定結果の告知について

- ・判定結果は、掲示板及び本学ホームページ等にて告知する予定です。（7月下旬予定）
- ・掲示場所：高等教育推進機構掲示板③及び各学部の掲示板
- ・告知後、速やかに決定通知書を次の窓口で受け取ってください。
- ・学部によっては、決定通知書を郵送またはメールで交付する場合がありますので、事前に確認してください。

課 程	窓口
学部日本人新1年生 (総合入試・学部別入試の いずれの入学者も含む)	高等教育推進機構4番窓口
学部日本人編入生	入学する学部の担当窓口

○問い合わせ窓口

北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当

TEL (011)706-7530 (直通) [高等教育推進機構4番窓口]

E-MAIL syogaku[at]academic.hokudai.ac.jp ([at]を@に変えてください)

※学部編入生の申請書類提出期間・提出方法は、入学する学部を確認してください。

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）

B－1：申請書類について

「B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）」の申請にあたっては、下記の書類を提出してください。

書類は全てA4で作成願います。サイズがA4よりも小さいもの（源泉徴収票等）は、A4用紙にコピーするか、A4用紙に貼り付けてください。

- ①令和5年度北海道大学入学料〔減免・徴収猶予〕申請書（様式B）
- ②付属書類提出一覧表
＜以下は該当する書類を提出してください＞
- ③令和4年分源泉徴収票または給与明細（コピー可）【給与所得者の場合】
 - ・令和4年1月以降に就職、転職をしている場合は、様式1「年収見込証明書」を提出してください。
 - ・給与所得者で確定申告をした場合は、確定申告書も併せて提出してください。
- ④令和4年分確定申告書（コピー可）【給与所得者以外（事業所得等）の場合】
 - ・確定申告書は第一表（A表またはB表）の他、第二表等も全て提出してください。
- ⑤家庭状況によって提出を要する書類
 - ・10ページの「関係書類等一覧表」を確認の上、該当する書類を提出してください。

B－2：入学料〔減免・徴収猶予〕申請書（様式B）の記入について

申請書は、できるだけパソコンで入力してください（署名を除く）。パソコンでの入力が困難な場合は手書きでも構いませんが、文字を消すことができる「消えるボールペン」や鉛筆、シャープペンシルは使わず、丁寧に記入してください。

また、記入例も参照の上、誤りや漏れがないように注意してください。

(1) 奨学金について

令和5年4月1日時点で受給している（受給することが決定している）奨学金について、給付（返済不要）及び貸与（返済必要）ともに、全て記入してください。令和5年3月以前に受給が終了した奨学金は記入不要です。

(2) 収入（所得）の記入方法について

- 原則として前年1年間の収入となりますので、令和4年1～12月と令和5年1～12月の状況に変わりがない（同じ職場に勤務していて収入額に大幅な変動の見込みがない）場合は、令和4年分の源泉徴収票または確定申告書の金額を記入してください。
- 令和4年1月以降の就職・転職等により勤務先や収入額が変わっている場合や、勤務先は変わらないが収入額に大幅な変動が見込まれる場合は、年収見込証明書（様式1）を作成し、年収見込額を記入してください。自営業等で、第三者の証明が受けられない場合は、年間の収支見積明細書（様式自由）を添付し、事業所得見込額を証明してください。
- 令和5年1月以降に退職し、その後再就職していない（再就職しない予定の）場合は、令和5年1月から退職までの収入（見込）額を記入し、源泉徴収票または給与明細を提出してください。給与明細を提出する場合は、給与明細の余白に、退職年月日を記入してください（見込額の場合は、どのように計算したかも記入してください）。また、退職金を受給した場合は、様式7「退職金支給証明書」も提出してください。
- 令和5年1月以降に転職した場合は、「①令和5年1月から転職するまでの収入額」と

「②転職後から令和5年12月までの収入見込額」の合計を記入してください。①の金額がわかる書類として、源泉徴収票または給与明細を提出してください。②の金額がわかる書類として、年収見込証明書（様式1）を提出してください。また、退職金を受給した場合は、様式7「退職金支給証明書」も提出してください。

- 児童手当、児童扶養手当等は、令和5年度分の受給予定額を記入してください。
- 申請者本人や兄弟等がアルバイトをしている（していた）場合も、源泉徴収票・確定申告書・給与明細等を提出するとともに、令和5年1～12月の収入（見込）額を計算し、「アルバイト」欄に記入してください。どのように計算したかについても、源泉徴収票等の余白に記入してください。
- 金額は千円単位（千円未満切捨）で記入してください。
- 10ページの関係書類等一覧を確認し、該当する事項がある場合には、その金額を記入するとともに、必要書類を提出してください。
- 日本学術振興会特別研究員・リーディングプログラム・フェローシップ等の研究奨励金は、奨学金の欄ではなく、「給与・役員報酬」の欄に記入してください。

【例1】源泉徴収票の金額を記入する場合

源泉徴収票の「支払金額」が6,202,740円なので、申請書の「給与・役員報酬」に「6,202（千円）」と記入してください。

令和4 年分 給与所得の源泉徴収票																													
支払 を受ける 者	住所又は 居所	〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目										氏 名	(受給者番号)																
															(フリガナ)		ホクダイ タロウ												
															(役職名)		北大 太郎												
種 別	支 払 金 額		給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源 泉 徴 収 税 額																		
給 与	6 202 740		4 420 000				1 103 701				235 700																		
控除対象配偶 者の有無等	配偶者特別 控除の額	扶養親族の 数(配偶者を除く)				障害者の数 (本人を除く)				社会保険料 等の金額				生命保険料 の控除額				地震保険料 の控除額				住宅借入金等 特別控除の額							
有 無 従 有 従 無	特 定 老 人 其 他	特 別 其 他				特 別 其 他				特 別 其 他				特 別 其 他				特 別 其 他											
有 無 従 有 従 無	2									673 701				50 000				0				0							
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額										円 国民年金保険料等の金額										円 配偶者の合計所得									
																				円 個人年金保険料の金額									
																				円 旧長期損害保険料の金額									
未成年者	乙 欄	本人が障害者 特別 其他	寡 一 般	婦 特 別	寡 夫	勤 労 生 徒	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中途就・退職 就職 退職 年 月 日				受 給 者 生 年 月 日															
										* 4 8 1				明 大 昭 平 年 月 日															
支 払 者	住所(居所) 又は所在地																												
	氏名又は 名 称																												
整 理 欄	①																												

前年1月以降に就職・転職した場合、現勤務先の収入見込額は、源泉徴収票では確認できませんので、年収見込証明書（様式1）を使用して、現勤務先の収入見込額を証明してください。

5-1

【例2】確定申告書の金額を記入する場合

確定申告書の「所得金額」欄の「**営業等**」が4,500,000円なので、申請書の「事業所得」欄に、「4,500（千円）」と記入してください。また、「所得金額」欄の「**不動産**」が480,000円なので、申請書の「利子・配当・家賃・地代」の欄に、「480（千円）」と記入してください。なお、申請の際には、第一表、第二表等、全てを提出してください。

令和4年分の所得税の確定申告書B

住所 〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目

氏名 北大 太郎

性別 男 生年 3 3 2 . 1 2 . 1 0

職業 学生 電話番号 011-000-0000

配偶者の氏名 北大 太郎 本人

平成21年1月1日の住所 札幌市B(2009-12-14:14:22:09.11)

収入金額等 (単位は円)

事業所得	①	8100000
不動産所得	②	6000000
雑所得	③	4500000
合計	④	18600000

所得金額

事業所得	①	4500000
不動産所得	②	4800000
雑所得	③	0
合計	④	9300000

税

課税される所得金額	⑤	4540000
上記の⑤に対する税額	⑥	480500
配当控除	⑦	0
源泉徴収税額	⑧	0
申告納税額	⑨	480500
予定納税額	⑩	0
第3期分の税額	⑪	480500
還付される税金	⑫	0

その他

配偶者の合計所得金額	⑬	0
専従者給与(源泉)額の合計額	⑭	0
青色申告特別控除額	⑮	1000000
雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	⑯	0

B－3：入学料減免（徴収猶予）申請における注意事項

- 入学料減免（徴収猶予）申請者は、入学料の納入が猶予されますので、判定結果の告知があるまでは入学料を納入しないでください。納入した入学料は、返還されません。
- 本しおり、申請書記入例等をよく読み、家族に家計状況等を十分確認の上、記入漏れ、誤記入及び不足書類がないように注意してください。書類不備は減免（徴収猶予）不許可になることがあります。
- 申請受付後でも、書類の不備や確認が必要な事項がある場合は、追加書類の提出を求めたり、事実確認をすることがあります。本学から連絡があった際は、速やかに対応してください。
- 申請書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、減免（徴収猶予）結果を取り消すことがあります。
- 申請書の金額の単位を間違えないように注意してください（千円単位：千円未満切捨）。
- 入学料減免を申請した者が入学を辞退した場合、入学料の納入が必要です。
- 外国人留学生については、別の申請書様式があります。

B－4：東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震被災者の申請について

東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震の被災者については、地震発生後1年を経過していますが、特例として、本しおり1ページに記載の「入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が、風水害等の災害を受けた場合」に該当します。申請の際は次のことに注意してください。

- 申請書1ページ目の特別控除欄「1年以内に被災した世帯」に○を付けてください。
- 被災したことを証明する書類（被災又は罹災証明書）の提出（コピー可）が必要です。
※被災又は罹災証明書の他、本しおり5ページに記載の書類も必要です。
- 被災額が証明できる書類（損壊した自宅の修繕の見積書、請求書等）がある場合は、そのコピーを提出してください。
- 申請書2ページ目の「家庭事情記入欄」に、被災状況及び現在の状況を詳細に記入してください。

B－5：入学料減免（徴収猶予）申請者の入学料納入期限について

入学料減免（徴収猶予）申請者の入学料の納入期限については次のとおりです。なお、納入期限までに入学料を納入しない場合は、除籍となります。

- 入学料減免申請者
告知予定日 7月下旬
納入期限等 全額減免者 → 入学料の納入は不要
全額減免以外の者 → 告知後、14日以内に納入
※告知日から14日目（告知日を1日目とする）が土日祝日の場合は、直前の平日が納入期限となります。
※全額減免以外の者は、告知後、新たに発行される専用の振込用紙を使用し、入学料を納入してください。
- 入学料徴収猶予申請者
告知予定日 7月下旬
納入期限等 徴収猶予不許可者 → 告知後、14日以内に納入
徴収猶予許可者 → 9月末
※告知日から14日目（告知日を1日目とする）が土日祝日の場合は、直前の平日が納入期限となります。

B－6：申請書類提出期間・判定結果・問い合わせ等について

○申請書類の提出期間・提出方法

課 程	提出期間	提出方法
学部新1年生 (留学生)	入学手続き期間	入学手続き書類に同封
学部編入生 (留学生)	入学する学部が指定した期間	入学する学部が指定した方法
大学院生 (日本人学生・留学生)	入学する学院（研究科）等が 指定した期間	入学する学院（研究科）等が 指定した方法

○判定結果の告知について

- ・判定結果は、掲示板及び本学ホームページ等にて告知する予定です。（7月下旬予定）
- ・掲示場所：高等教育推進機構掲示板③及び各学部・学院（研究科）等の掲示板
- ・告知後、速やかに決定通知書を次の窓口で受け取ってください。
- ・学部・学院（研究科）等によっては、決定通知書を郵送またはメールで交付する場合がありますので、事前に確認してください。

課 程	窓 口
学部新1年生 (留学生)	高等教育推進機構4番窓口
学部編入生 (留学生)	入学する学部の担当窓口
大学院生 (日本人学生・留学生)	入学する学院（研究科）等の担当窓口

○問い合わせ窓口

北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当

TEL (011)706-7530（直通） [高等教育推進機構4番窓口]

E-MAIL syogaku[at]academic.hokudai.ac.jp （[at]を@に変えてください）

※学部編入生・大学院生の申請書類提出期間・提出方法は、入学する学部・学院（研究科）等に確認してください。

関係書類等一覧表

課税（非課税）証明書，住民票，戸籍謄本については，市区町村で発行されたもの（原本）を提出してください。それ以外の関係書類はコピーで構いません。

区 分	関係書類等	発行場所等
・独立生計者 ①所得税法上，父母や配偶者等の扶養親族ではなく，②健康保険法上の被保険者となっており，③独立して生活するために必要な収入があり，④父母等と別居・独立していることが確認できる者 ※父母と絶縁状態等，特別な事情があり，独立生計者として申請せざるをえない者は，申請書の「家庭事情記入欄」に記入するか，任意様式の申立書を作成し，状況の詳細を説明してください。	課税（非課税）証明書，国民健康保険等の保険証のコピー，世帯全員分の住民票，様式 8「生活状況申立書」を提出してください。 ※国民健康保険への切り替えを申請中の者は，切り替え申請中であることが確認できる書類を提出してください。 ※住民票の転出手続きをしておらず，住民票上では父母等と同一世帯になっている者は，世帯全員分の住民票に加えて，申請者の現住所が確認できる種類（公共料金の通知ハガキ等）を提出してください。 ※住民票の転出手続きをしておらず，保険証の被保険者が父母等となっている場合は，健康保険料を自分で支払っていることがわかる書類（通帳の名義部分及び引き落とされた部分のコピー等）を提出してください。	・市区町村
・就職，転職 令和 4 年 1 月以降の就職・転職等により勤務先や収入額が変わっている場合 ※令和 5 年 1 ～ 1 2 月に収入がある（見込まれる）者は，収入に関する書類が必要です。	様式 1「年収見込証明書」を提出してください。年収見込証明書の提出が困難な場合は，給与明細・通帳・契約書（時給等が記載されたもの）等を提出するとともに，令和 5 年 1 ～ 1 2 月の収入見込額を計算してください。また，どのように計算したかについても，余白に記入してください。	・勤務先
・年金，恩給受給者 ※同一生計に祖父母がいる場合は必ず確認してください。	様式 2「年金・恩給所得内訳書」に記入し，年金額決定通知のはがき等，年金額が確認できる書類のコピーとともに提出してください。 ※非課税の年金（障害年金，遺族年金等）についても対象となるので，必ず申請書に記入の上，上記書類を提出してください。	・日本年金機構 ・都道府県保険課 ・市区町村等
・失業手当受給者	雇用保険受給資格者証のコピーを提出してください。	・ハローワーク
・児童手当，児童扶養手当受給者	様式 3「児童手当・児童扶養手当受給証明書」に記入し，受給期間及び受給金額がわかる通知書等のコピーとともに提出してください。	・市区町村
・生活保護費受給者	保護決定通知書（受給額が確認できる書類）のコピーを提出してください。	・市区町村

区 分	関係書類等	発行場所等
・退職金受給者 ・臨時所得があった場合 令和4年10月～令和5年3月に、退職金の受給または臨時的所得があった場合	①退職金受給の場合 様式7「退職金支給証明書」を提出してください。 ②臨時的所得の場合 保険金、退職一時金、資産の譲渡金、山林所得等の支払証明書のコピーを提出してください。	・勤務していた会社 ・保険会社等
・確定申告書に記載されていない補助金等を受給している場合	補助金等に関する通知書（補助金等の金額がわかるもの）のコピーを提出してください。	・国 ・都道府県 ・市区町村
・無職、無収入の者 就学者を除く18歳以上の者が無職又は無収入の場合	別紙様式5「無職・無収入申立書」を提出してください。 ※専業主婦も提出が必要です。 ※無職であっても、年金等により一定の収入がある場合は提出の必要はありません。 ※家計支持者が無職・無収入の場合は様式8「生活状況申立書」も提出してください。	・該当者の申立
・家計支持者が無職、無収入の世帯 ・世帯全体の総収入額が200万円以下の世帯	様式8「生活状況申立書」を提出してください。 ※家計支持者が無職・無収入の場合は様式5「無職・無収入申立書」も提出してください。	・家計支持者の申立
・ひとり親世帯	世帯全員分の戸籍謄本（戸籍全部事項証明）を提出してください。 ※戸籍謄本ではひとり親世帯であることを証明できない等、特別な事情がある場合は、証明できる書類を提出するとともに、申請書の「家庭事情記入欄」に記入するか、任意様式の申立書を作成し、状況の詳細を説明してください。	・市区町村 ・社会福祉事務所等 ・都道府県
・障がい者がいる世帯	障害者手帳の氏名、障害等が確認できるページのコピーを提出してください。	・市区町村等
・被爆者がいる世帯	被爆証明書、被爆者健康手帳等、被爆したことのわかる書類のコピーを提出してください。	・市区町村
・長期療養者がいる世帯 令和5年4月1日時点で6か月以上の期間療養中又は療養を認められる者 ※領収書等がないものは認められません	診断書、様式4-1「長期療養に係る医療費控除金額内訳書」、様式4-2「長期療養に係る領収書等貼付用紙」を提出してください。 ※<u>老人ホームの入所費、介護サービスの利用負担額、保険外診療の特別室料・オムツ代・文書料等については対象外です。</u> ※保険金、損害賠償等で補填された金額については、証明書等を添付の上、申請書1ページ目の一時所得（給与以外の所得金額）に記入してください。	・医師（病院） ・薬局 ・市区町村等

区 分	関係書類等	発行場所等
・家計支持者が単身赴任等のため別居している世帯 ※住居費・光熱水費のみ対象	様式6-1「家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額内訳書」、様式6-2「家計支持者別居（単身赴任等）に係る領収書等貼付用紙」（領収書、預金通帳等の写しを貼り付け）を提出してください。	・家計支持者が証明
・家計支持者死亡 ・風水害等の災害	○死亡 死亡証明書等（死亡の事実がわかる書類）のコピー、退職金・死亡保険金の金額・受給日がわかる証明書等のコピー ○災害 被災（罹災）証明書及び被災金額を証明できる書類のコピー、保険金・損害賠償等で補填された金額の証明書のコピー ※被災金額を証明できる書類がない場合は被災（罹災）証明書のみ提出してください。	・市区町村 ・消防署 ・警察署 ・勤務していた会社 ・保険会社等
・日本学術振興会特別研究員、リーディングプログラム、フェローシップ等の奨励金受給者	採用期間、金額のわかる書類（採用通知等）を提出してください。	・日本学術振興会等

入学料減免に関するQ & A

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

- Q 1－1 高校の時に「高等教育の修学支援新制度」の給付奨学金の予約採用に申請し、既に「採用候補者決定通知」を受け取っており、入学料減免及び授業料減免の対象者ですが、入学料減免及び授業料減免を申請する必要はありますか？
- Q 1－2 給付奨学金に申請すると、自動的に入学料減免や授業料減免にも申請したことにならないのでしょうか？
- A 1 給付奨学金の申請の他に、入学料減免や授業料減免の申請が必要です。高等教育の修学支援新制度は、「給付奨学金」「入学料減免」「授業料減免」の三つがセットになった制度ですが、申請手続きは三つそれぞれが必要です。
- Q 2 高校の時に「高等教育の修学支援新制度」の給付奨学金の予約採用に申請していなかったため、北海道大学入学後、給付奨学金に申請しようと思っています。高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免は、給付奨学金に申し込んだ後に申請することになるのでしょうか？
- A 2 いいえ。本学では、入学料減免の申請が先です。入学手続き時（入学する学部等が指定する時期）に、入学料減免の申請を行ってください。
- Q 3 入学料減免の結果が不許可となった理由を教えてください。
- A 3 「高等教育の修学支援新制度」の給付奨学金に申し込まなかった場合や、給付奨学金に申し込んだ結果が不採用となった場合は、入学料減免が不許可になります。なお、申請書類に不備等があった場合も、不許可になることがありますので、記入漏れ、誤記入及び不足書類がないように注意してください。

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）

- Q 4 入学料減免に申請する際、「課税（非課税）証明書」の提出は必要ですか？
- A 4 独立生計者として申請する場合は必要ですが、それ以外の場合は不要です。なお、授業料減免に申請する際は、独立生計者でなくとも必要になりますのでご注意ください。
- Q 5 入学料減免に申請する際、「住民票」の提出は必要ですか？
- A 5 独立生計者として申請する場合は必要ですが、それ以外の場合は不要です。また、戸籍謄本ではひとり親世帯であることを証明できない場合、住民票を提出し、状況

の詳細を申請書等に記入することで、ひとり親世帯として認められる場合があります。

Q 6 独立生計としての申請を希望していますが、新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイトを解雇され収入がなく、貸与奨学金と貯金の取り崩しで生活しているため、実質的に収入はゼロです。「関係書類等一覧表」には、独立生計の条件として「③独立して生活するために必要な収入があり」と書かれていますが、独立生計として認められますか？

A 6 アルバイト収入がなくても、生活できる家計状況にあれば、独立生計として認められます。「様式8 生活状況申立書」に家計状況を記入するとともに、申請書の「家庭事情記入欄」において、アルバイト収入がなくても生活できることを説明してください。

Q 7 長期療養者にかかる領収書の一部が見当たりません。どうしたらよいですか？

A 7 領収書等の証明できる書類が必要です。申請書には、領収書等を提出できる分の金額を記入してください。

Q 8 兄弟が他大学に入学し、兄弟の入学料減免の判定結果と異なる結果でした。なぜですか？

A 8 入学料減免は各大学で制度が異なります。よって、減免の判定結果が他大学と異なる場合があります。

Q 9 入学料減免の結果が不許可となった理由を教えてください。

A 9 判定結果は、「年収が〇〇円」といった絶対評価だけで決定されるものではありません。他申請者との比較のほか、予算の制約もあります。判定理由は、他申請者の個人情報保護の観点からお答えできませんのでご了承ください。

なお、申請書類に不備等があった場合も、不許可になることがありますので、記入漏れ、誤記入及び不足書類がないように注意してください。

入学料減免共通

Q 10 入学料減免の申請を行っていませんでした。後から申請する方法はありますか？

A 10 ありません。

定められた期間内に申請を行ってください。

Q 11 入学手続き時に入学料減免の申請を行う予定ですが、入学料を先に支払う必要があ

りますか？

- A11 入学料減免に申請する場合は、入学手続き時点では入学料を支払わないでください。
入学料減免申請者は、減免の判定結果が告知されるまでは入学料の納入が猶予されますので、減免の判定結果が告知された後、新たに発行される専用の振込用紙を使用し、入学料を納入してください。

- Q12 判定結果は保護者に通知されますか？

- A12 保護者への判定結果の通知は行っておりません。

判定結果は、掲示等により申請者（学生）に告知し、決定通知書を交付します。